

第5章 「活用計画」

5-1. 活用の現状と主な課題

(1) 公開

1) 公開の概要

・公開時間 [4月～10月] 午前9時～午後7時

[11月～3月] 午前9時～午後5時

・休館日 12月31日～1月3日

9月～4月は、館内整理日として毎月1日休館日を設定

・入館料 大人…300円、学生・生徒・児童…150円（その他割引制度、共通入館券等あり）

2) 入館者数

昭和57年の半解体修理後、翌昭和58年から建物の一般公開を開始した。入館者数は、公開開始当初年間10万人程度であったが、青函トンネルの開通などにより、昭和末期から平成初めにかけて急激に増加した。平成3年度には約30万人に達し、その後も年間25万人前後を維持していたが、平成14年度から減少傾向となり、ここ10年間では年間約15万人前後で推移している。

表 5-1. 入館料

	大人	学生・生徒・児童
旧函館区公会堂	300円	150円
共通券	2館	500円
	3館	720円
	4館	840円
		420円

※共通券は「旧函館区公会堂」、「函館市北方民族資料館」、「函館市文学館」、「函館市旧イギリス領事館」で利用可能。

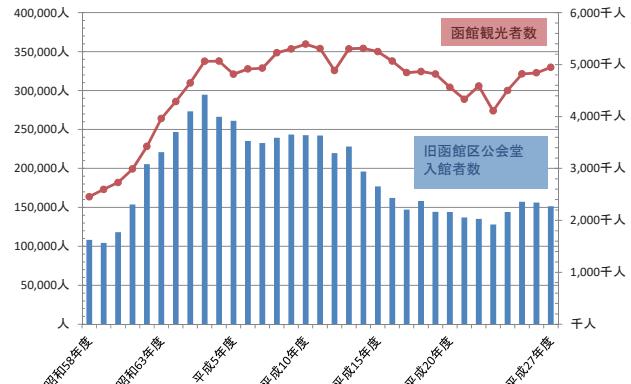


図 5-1. 入館者数の推移

3) 公開範囲

1階は、管理のための部屋を除き、全面的に公開している。大食堂は、壁面に解説板やビデオを配置して公会堂や地域の歴史を紹介し、ガイダンスとしている。球戯室は、洋装衣裳や馬車など公会堂に関わる資料展示のほか、写真撮影用のパネルを設置している。小食堂と寝室2室は、貸衣装室、ヘアメイクサービス、売店として利用している。商業会議所や寝室などの部屋は、家具を展示してかつての様子を再現している。これらの部屋は、廊下から眺めるようにロープを張って入りを制限している。附属棟の浴室は、浴槽を設置して内部を公開している。

2階は、大広間をイベントスペースとしてコンサートなどを開催している。演台は通常は立入を制限しており、北東の3室は、出演者の控室、イベント時のパイプ椅子用の収納としている。函館港に面す

る中央の甲板は開放しており、ミシュランの観光ガイドで星2つを獲得している。貴賓室は皇太子行啓時の貴重な家具を含む本来の室内を再現しているため、室内への立入りを制限して、室内全体を展示空間としている。突出部は皇太子行啓時に増築された便所及び浴室で、皇室のための特別な和風のしつらえの空間であるが、防犯上死角となるため、現在は立入りを制限している。



図 5-2. 公開範囲（現状）

4) 展示

家具の展示は、2階貴賓室廻りは当時の家具がよく残り、復原配置図に近い形で展示されている。1階では、大食堂、球戯室、小食堂には家具はなく、現状では大食堂の卓子は物置に収納され、球戯室のビリヤード台などは昭和修理前には失われていた。寝室と商業会議所には家具が展示されているが、かつての配置は不明である。特に1階の部屋では、家具の展示及び使用方法の検討、収納方法の改善、配置場所の整理が必要である。

資料の展示は、球戯室に洋装衣裳と馬車が展示されている。洋装衣裳は、昭和修理後の展示として市内の学校が当時の衣装を復元したものである。馬車は、昭和修理後には2台展示されていたが、現在は1台だけが展示されている。その1台は、札幌農学校（北海道大学の前身）の校長であった橋口文蔵博士がアメリカ留学の際に持ち帰ったもので、公会堂には直接的な関係がない。大食堂は、壁際に設置された解説板で、公会堂の沿革や建設時の寄付者である相馬哲平などの解説をしている。解説板は昭和修理後の公開と合わせて設置されたもので、展示棚などは設置されていない。また大食堂の南側壁面では、昭和修理の様子をまとめたビデオ放映も行っている。大食堂は、室面積に比べ見学者が少なく、意匠も上等であることから、見せ方に工夫の余地がある。

中央玄関脇の中央予備室内には古い写真機器等を展示している。これは市内大町に所在する旧小林写真館^{注1}から寄贈されたもので、函館の写真の歴史を伝えるものであるが、公会堂とは直接的な関係性はないものである。

(2) 現在の活用方法

1) コンサート

昭和58年の一般公開以降は、6～10月の期間の週末の昼間、市内外の音楽団体によるコンサートや指定管理者主催のプロムナード・コンサートなどが開催されている。定員は120名とし^{注2}、現在はイベント開催時にパイプ椅子を設置して実施している。

表5-2. 事業等実施状況

年度	公会堂コンサート (市内外の音楽団体等主催)		プロムナードコンサート (指定管理者主催)		その他			実施回数	参加者数
	回数	人数	回数	人数	内容	回数	人数		
平成22年度(2010)	28回	2,306人	-	-	築100年記念事業	1回	2,633人	29回	4,939人
平成23年度(2011)	29回	2,819人	-	-	ミシュラン・グリーンガイド二つ星掲載記念コンサート	1回	120人	31回	3,139人
平成24年度(2012)	31回	2,767人	20回	3,156人	高校生によるお茶会(野点)	1回	200人	53回	6,243人
平成25年度(2013)	28回	2,428人	20回	2,924人	市制施行90周年記念事業サマークンサート	1回	120人	50回	5,672人
平成26年度(2014)	32回	2,908人	20回	2,617人	高校生によるお茶会(野点)	1回	200人	55回	5,945人
平成27年度(2015)	31回	2,622人	20回	2,755人	日米交流160年記念ベリー黒船音楽紀行【共催】	1回	100人	55回	5,717人
合計	179回	15,850人	80回	11,452人	重要文化財指定40周年記念コンサート	1回	120人		
					高校生によるお茶会(野点)	1回	200人		
					北海道新幹線開業記念コンサート	1回	105人		
					公会堂親子一日館長	1回	親子3組		
					文化の日企画「西部文化施設3館ツアー」	1回	29人		
					高校生によるお茶会	1回	200人		
						14回	4,353人	273回	31,655人

注1 明治40年（1907）に建設された現存する北海道最古の写真館で、函館市の景観形成指定建築物等となっている。

注2 コンサート等の収容人員は、昭和58年の一般公開以降は定員200人で行っていたが、平成5年に発生した北海道南西沖地震を機に、建物に対する負荷や安全な避難誘導を考慮して120人に定員を変更した。

2) 貸衣装室・ヘアメイクサービス・売店

平成4年から記念撮影用にカクテルドレスなどを貸し出す「ハイカラ衣装館」を、また平成20年からは、貸衣装に合わせたヘアメイクサービスを指定管理者の自主事業として市内の業者に委託しており、入館者の1割以上が利用する程の人気を見せており。繁忙期には混雑し、特にヘアメイクサービスは、ひとりひとりの対応に時間がかかる事から、受付近くまで並ぶことがある。

貸衣装と同じ市内の業者に委託している売店は、平成4年頃から始めたものである。雑貨小物を扱っており、公会堂に関する商品も一部あるが、全体的に統一感がない。

3) その他

函館西高等学校によるお茶会（野点）、親子一日館長体験、国際民俗芸術祭におけるパフォーマンス（車寄せ石段上）、カルチャーナイトでの夜の公会堂スペシャルツアなどを行われている。

（3）設備類

現在の公会堂の暖房器具は石油ストーブを一部に設置しているのみで、施設全体の暖房対策に関しては十分ではない。冬期には館内の気温が0℃近くまで下がることから、本格的な暖房対策が必要である。

便所は、設備の老朽化、女子便所の面積が小さい、共用便所の利用者が少ない、バリアフリー未対応、といった課題があることから、配置換えを含めた設備の更新が必要である。また現在、館内にアクセスするためのスロープなどの設備は設置されていないため、高齢者や車椅子利用者には、職員ができる範囲でマンパワーにより対応しているが、利便性を向上するためにも、可能な範囲でバリアフリー対策が必要となる。



写真 5-1. 貸衣装室 (HP から)

表 5-3. ハイカラ衣裳館の利用者数の推移

年度	利用者数		
	人数	営業日数	1日平均
平成23年度 (2011)	15,287人	294日	52人
平成24年度 (2012)	18,563人	294日	63人
平成25年度 (2013)	19,931人	294日	68人
平成26年度 (2014)	19,697人	294日	67人
平成27年度 (2015)	19,151人	294日	65人

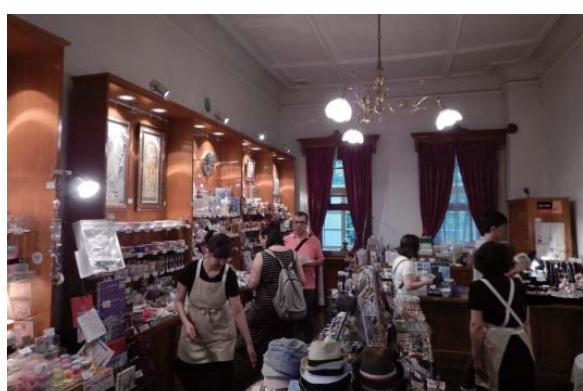


写真 5-2. 売店



写真 5-3. ヘアメイクサービス (HP から)

5-2. 公開その他の活用の基本方針

旧函館区公会堂は、商業会議所の事務室として使われた他、迎賓や貸室、宿泊などの機能を備えた市民の集会所として利用されてきた。昭和修理後には、有料観覧施設として広く一般に公開され、現在多くの観光客が訪れる函館観光の重要な拠点となっている。

一方、公会堂は、伝建地区内における主要な景観構成要素であり、生涯学習施設として地域住民にも親しまれている。総合計画や観光計画など函館市が策定している各種計画では、公会堂は様々な施策の一部に組み込まれ、各計画の要求にも応える必要がある。

そこで、基本的には現状の有料観覧施設としての公開を図りながら、各施策に対応した活用計画とする。さらに、かつて地域の集会所として利用されていた性格を踏まえ、会議やイベントでの利用など市民活動の場としての活用方策を盛り込む。また、今後の保存修理に合わせ活用に伴う機械・電気設備等も整備する。

コンセプトとしては、重要文化財としての建物の保存に影響を与えないことを最優先事項とする。その上で、公会堂にふさわしい「歴史的空間を活かす」活用を行う。また「函館観光の拠点」としてレクリエーション機能やイベントを充実させ、「市民の集う場」として貸室など建築当時の使い方も再現する。さらに広域的な視点では、近隣の「周辺施設と連動」して周辺一帯の魅力向上に努め、「地域のランドマーク」として、歴史地区における重要な景観資源であることから、敷地や周辺緑地などの整備を積極的に行う。

なお、1章で示した公会堂の文化的価値は、公会堂の「魅力」となるものであることから、公開・活用にあたっては、公会堂の文化的価値を伝えることに努める。

【活用のコンセプト】

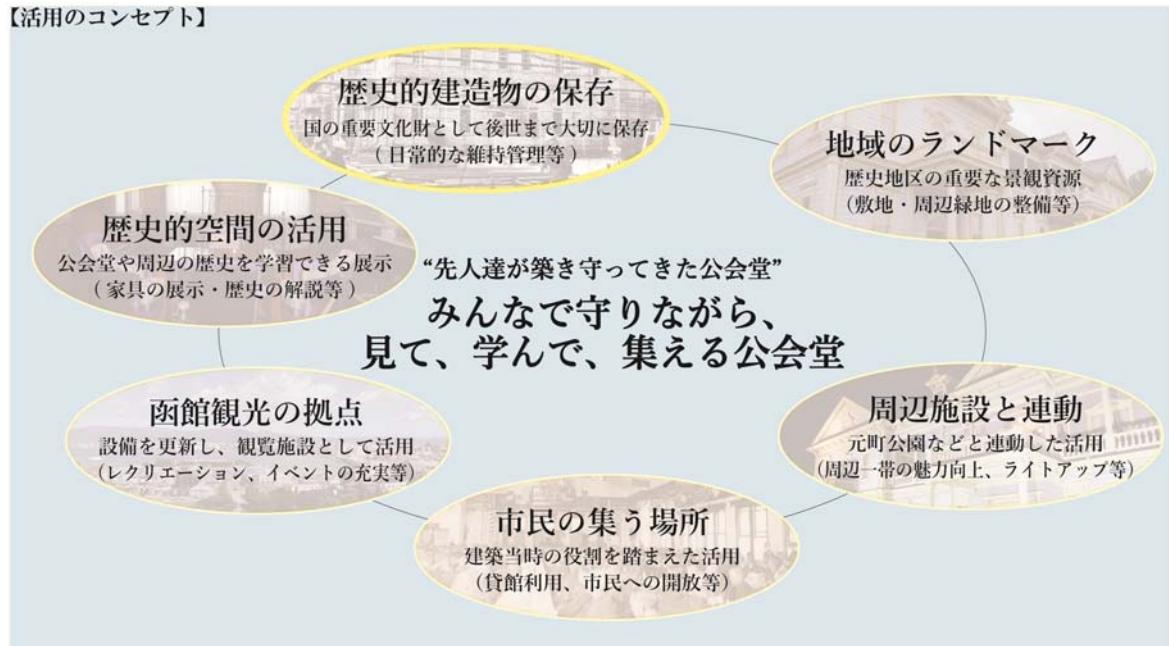


図 5-3. 公開その他の活用の基本方針

5-3. 公開計画

(1) 建造物の公開

本館、附属棟とともに、貸室利用及び管理のための部屋を除いて全面的に公開する。本館2階の貴賓室は、ガイド付きの見学など限定的な公開を検討する。貴賓室の御食堂は、オリジナルを基に復原整備した部屋であり、貴賓室の内部空間を体感できるよう一般公開する。

資料展示や歴史解説などは、ガイダンスの部屋（小食堂・球戯室）を中心に行ない、必要な場合には他の部屋も利用する。パンフレットなどを有効活用し、また解説板の設置は、景観を考慮し必要最小限とするとともにデザインに配慮し、サインなどと統一感を持たせる。小屋組に保管されている古材は、リスト化するなど整理し、その他の公会堂に関連する史料と合わせて展示・活用する。

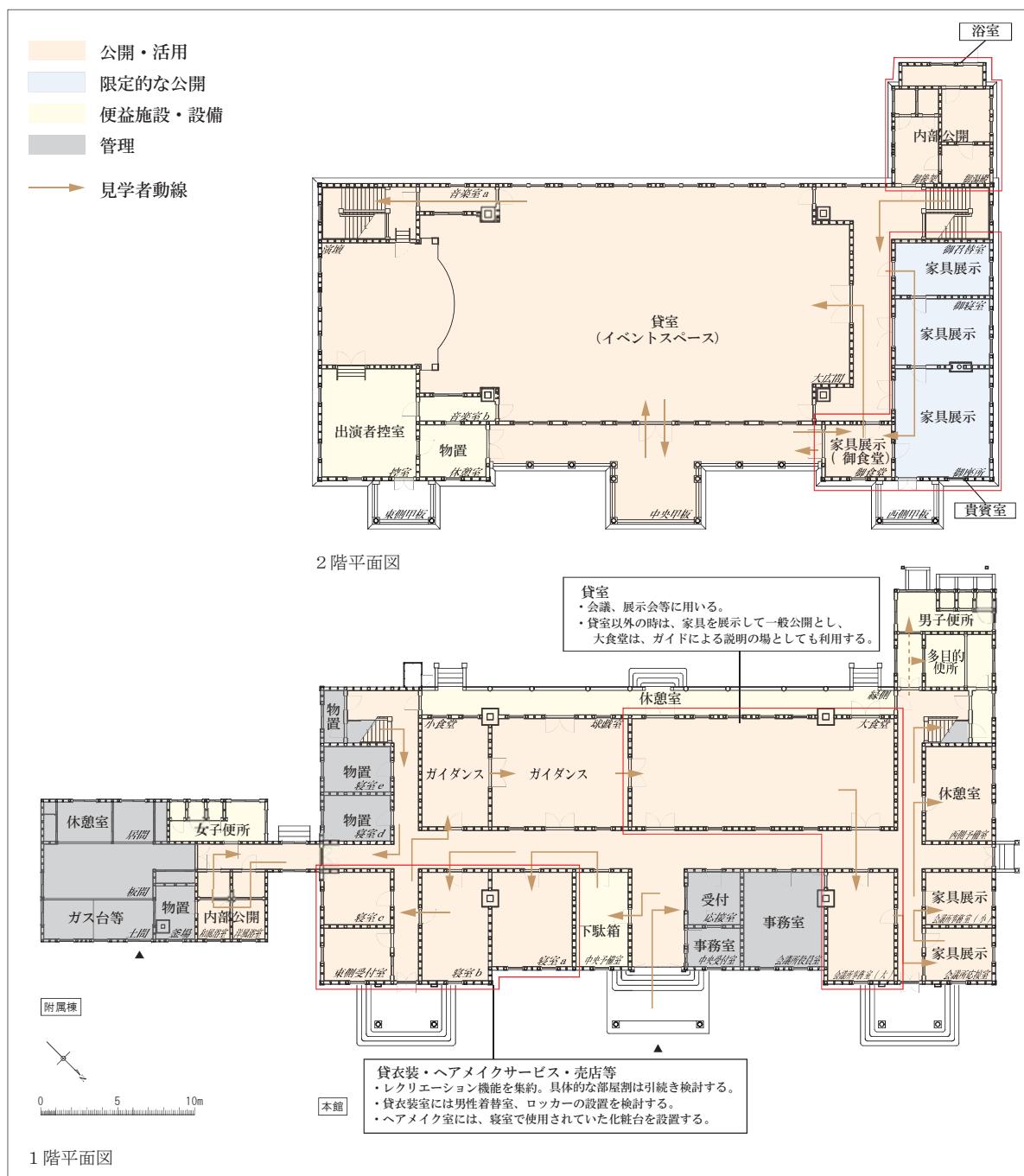


図5-4. 公開案

(2) 家具の展示

1) 現状の課題

公会堂には、建設当初の家具がよく残っている。昭和修理時には建物の修理と合わせて家具の調査が行われ、当初の配置の復原考察などが行われた。昭和修理後には、各部屋の用途にふさわしい家具が配置されていたが、その後の活用の中で展示替えなどが行われ、当初の部屋から移動されているものもある。大食堂の大卓子は、物置に収納されている。

2) 家具の展示の基本方針

昭和修理後の資料などに基づき、現存する家具の数、当初の配置、使われ方などを整理し、リスト化する。その上で、かつての公会堂の空間を体感できるよう、建物の特徴と家具を一体的に見せる。見学に支障のない範囲で当初の位置に展示し、家具の残りが少ない部屋、また動線に支障のある場合などは、当初の部屋以外への展示も検討する。1階の家具は触れられるように展示し、椅子は着座可能とする。貸室利用の際にも使用可能とし、収納が必要なときは物置を利用する。2階貴賓室の家具は行啓に使用された貴重なものであることから、これまで通り見学のみとする。なお、基本的には現存する家具のみを展示し、欠失した家具の整備方法は今後の検討課題とする。

3) 各室の展示の方針

①大食堂・球戯室・小食堂

大食堂は、物置に収納された家具を展示し、上等な室内空間を再現する。椅子は全て欠失しているが、雰囲気の合った椅子を新たに整備する。球戯室と小食堂は家具の残りが少なく、ガイダンスの部屋とするため、家具は展示しない。

②寝室

当初は5つの寝室が計画されていたが、ベッドは1台しか現存しない一方、化粧台が4台残るなど、現存する家具の種類及び数にばらつきが見られる。そこで、家具を一室に集約し、部分的にかつての寝室の様子を再現する。また化粧台は、ヘアメイクサービス室での利用も検討する。

③商業会議所

当初商業会議所には「事務所（2室）」、「役員室」、「応接室」、「予備室」の部屋があり、それぞれの部屋の性格に応じた家具を配置していた。現在は配置が変更されているものも多く、展示にあたっては、現存する家具の種類や、当初の配置などを整理し、可能な限り当初の商業会議所の様子を再現する。

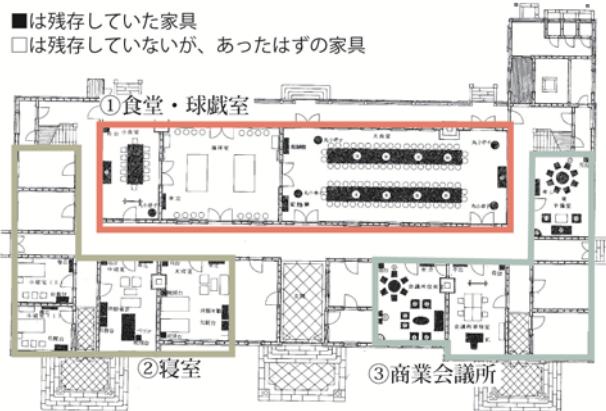


図 5-5. 昭和修理時に残存していた家具

※『函館市史 都市・住文化編』から



写真 5-4. 大食堂



写真 5-5. 商業会議所応接室



写真 5-6. 寝室 a

5－4. 活用方策

(1) 貸室

1) 会議、展覧会等（場所：本館1階 大食堂、西側予備室など）

当初は一部の区画に商業会議所が事務所を構えていた。その後、昭和修理前までは各室に使用料を設定し、絵画展覧会、物産陳列所、開眼供養式、講演会など様々な使われ方をしていたが、昭和修理後は有料観覧施設として公開され、現在は貸館としては利用していない。

今後は、観覧者が多く訪れる繁忙期以外の期間限定で、大食堂、会議所事務室を貸室として会議室、展示会、物販などに利用できるようになる。利用時には、各室の家具をそのまま使用することとする。貸室利用以外の期間は家具を展示して一般公開し、大食堂は大きな室空間を活かしてガイドによる説明の場などとして用いる。

また、「特別な場所を活用したMICEの開催」が市の計画により推進されていることから^{注3}、MICEの受け入れについても検討する。

2) イベントスペース（場所：本館2階 大広間）

昭和58年的一般公開以降は、市内外の音楽団体によるコンサートや指定管理者主催のプロムナード・コンサートなどが開催されている。

今後は、平日や夜間の時間帯のイベントを開催する。また雰囲気に調和したデザインの椅子を、見学の妨げにならないよう大広間の一部に常時設置する。控室の着替室、椅子を保管する物置の棚など、バックスペースにおいては建物を傷つけない範囲で使用方法を検討する。（収容人数については、4章に記載）

(2) 貸衣装室・ヘアメイクサービス・売店（場所：本館1階 寝室等）

平成4年から始めた「ハイカラ衣装館」は、入館者の1割以上が利用する人気のコンテンツである。借りた衣装を重ね着するだけで気楽に利用できるもので、現在は寝室bを利用し、仮設の間仕切で衣装を選ぶ部屋と女性着替室を区切っている。

平成20年から始めたヘアメイクサービスも人気であるが、ティアラやウィッグなどを選んで装着するのに時間がかかり、多い時には受付の近くまで並ぶことがある。

売店は、小食堂にて雑貨小物を取り扱っているが、商品に統一感がない。

これらのうち、人気を博している貸衣装とヘアメイクサービスについては、今後の保存修理後もレクリエーション機能として基本的には継続し、さらに充実させていく。また、時代性を反映した家具を使用するなど、レトロな空間の演出に努める。

売店については、公会堂や函館に関連する商品を中心に販売物の種類や販売方法、事業主体を検討する。入館者が公会堂についての知識や興味をさらに深め、また来館した記念となるような、公会堂ならではの独自性・オリジナリティのある商品となるよう努める。

注3『函館市観光基本計画(計画期間 2014～2023)』では、「MICE受け入れの強化」として、「新たなMICE受け入れ施設の整備（イベント、会議等に対応できる新たな施設の整備・活用）」、「割引パスポートの充実（MICE参加者が受けられる割引対象施設の拡大や割引内容の向上等）」、「ユニークペニューの活用（公会堂等函館ならではの特別な場所を活用したMICEの開催促進）」が盛り込まれている。

5-5. 施設等整備計画

(1) 管理・活用に必要な諸室

1) 下足室（場所：本館1階 中央予備室）

現在は、廊下に下足箱（スチール製）を設置しているが、桁行44mにも及ぶ通り空間の意匠が損なわれている。昭和の修理前には現在写真機材を展示している中央予備室^{注4}を下足室としていたことから、今後の保存修理後には中央予備室を下足室として再整備する。なお、下足箱は雰囲気に調和したデザインのものを設置する。

2) 休憩室（場所：本館1階 西側予備室及び縁側）

現在は本館1階の会議所応接室を休憩室としている。また1階大食堂と2階大広間にはパイプ椅子をいくつか設置しているが、いずれも休憩場所としての利用者は少ない。今後の保存修理後は、西側予備室を飲食可能な休憩室とする。また南側で陽当たりの良い縁側に、北側の壁側に寄せてベンチなどを設置して簡易的な休憩場所とする。夏季には、外部空間を取り込むように建具を開放する。その他、2階の甲板から港の風景を楽しむため、壁際にベンチを設置する。

3) 受付・事務室

今後も中央玄関右側の3室を受付及び事務室とする。受付の備品は、雰囲気に調和したデザインのものとする。

4) 管理棟（場所：附属棟）

附属棟は主に管理者の休憩室とし、ガス台、掃除用具入れなどのほか、防災受信盤などの設備類も設置している。機器類を更新の上、今後も給湯室の機能を兼ねた管理棟としての機能を継続する。

5) 物置

本館の寝室2室と洗面所の計3室を家具や備品の物置としている。今後の保存修理後は、女子便所前室も物置とする。貸室利用に際して、家具の撤去が必要な時には、物置を利用する。



写真5-7. 下足箱（現状）



写真5-8. 写真機材の展示（中央予備室）



写真5-9. 休憩室



写真5-10. 縁側

注4 現在展示されている写真機材など一式は博物館資料となっており、今後の保存修理後は公会堂には展示しない予定である。

(2) 活用に必要な設備

1) 暖房

① 現状の課題

現在、冬期には本館と附属棟合わせて石油暖房器5つを設置し、全て附属棟東側のオイルタンクから給油している。しかし、広い館内の暖房対策としては十分でなく、冬期の館内の気温は外気温とほぼ同じとなり0°C近くまで下がることもある^{注5}。また現在、外気の流入対策として、建具廻りにガムテープでの目張りや新聞紙を詰め込む、といった簡易的な対策を施している箇所がある。

暖房が必要となる11月～4月の利用者は1日に200人程度であり、函館市全体の観光客数も減少するものの、その一方で外国人観光客は冬期に多く訪れており、函館市の方針としても「通年型観光へ向けた取り組みをさらに強化」することとしている^{注6}。

② 公会堂における暖房利用の歴史

大正10年（1921）の函館区予算の需用費に「煙筒」「煙筒曲り」「木炭」「薪」などの購入が見られ、当時から暖房を利用していた。本館の煙突4本のうち暖炉が附属したものは1本のみであり、当初から煙突は暖房の排気用として計画されていたと考えられる。各室の壁上部には直径20cm程度の煙筒貫通孔があり、全ての部屋の煙筒は貫通孔を通って4本の煙突に集約される。

③ 設置の方針

今後の活用を考慮し、本格的な暖房設備を設置する。設置にあたっては、建物の保存に配慮し、できる限り建物の改変を行わないようとする。また、寒冷地特有のすが漏りや、温湿度変化による漆喰や壁紙の劣化などについても十分に考慮する。配管は、煙突や壁の貫通孔や床下などを利用し、また配管の更新は建物の修理周期よりも短いことから、室内に露出した状態での設置も検討する。

また部屋の用途に応じて設置することとし、貸室や事務室など活用や管理に必要な部屋には設置し、貴重な内装類がよく残る本館2階の貴賓室や突出部2階等の一般公開しない部屋には設置しない。

④ 実施の方法

実施の方法については、上記の方針を基に設置範囲や器具の選定などを、今後の保存修理に合わせて計画する。また気密性を高めるために、断熱材や内窓の設置など暖房器具以外の対策も検討する。

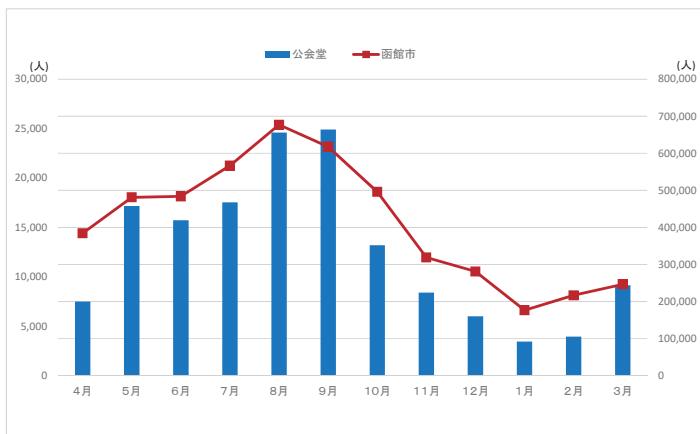


図5-6. 観光客数（平成27年度）

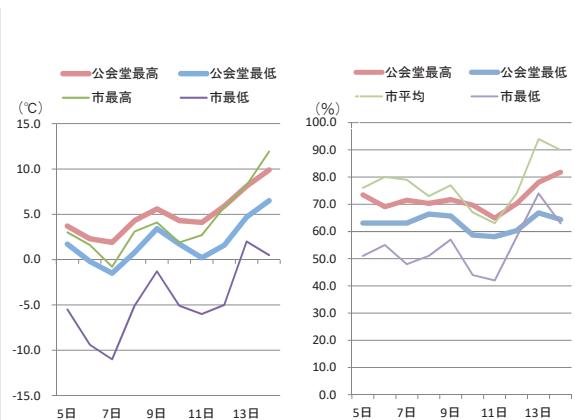


図5-7. 平成28年2月上旬の温湿度（左：温度、右：湿度）

注5 平成27年度の調査において、寒さの一番厳しい季節である2月上旬に公会堂本館の1階・2階の各1箇所にデータロガーを設置し、温湿度の変化を記録した。

注6 「函館市観光基本計画 2014-2023」（平成26年4月。函館市観光部観光振興課）から。

2) バリアフリー

①現状の課題

現在、繁忙期(4月～10月)には、補助が必要な入館者が月に10名程度、そのうち車椅子利用者は月に1名程度である。建物内に館内移動用の車椅子を用意して対応し、便所の利用には補助者が同伴の上、公会堂職員も協力している。その他には特別なバリアフリー対策をしておらず、車椅子利用者はほとんど2階に上がることができない。

建物の特性では、地盤面から1階床レベルまで1,000mm程度の高低差がある。内部では、各室の敷居に30mm程度の段差があるが、車椅子利用者は、後ろ向きであれば一人で乗り越えることが可能である。それ以外では、本館1階は玄関や便所、2階は甲板・突出部以外には段差はないが、附属棟に和室・渡廊下・便所・玄関など各所に段差がある。

②設置の方針

公会堂の持つ公共性を考慮して、できる範囲でのバリアフリー対策を行う。ただし、文化財としての価値を尊重し、貴賓室や大広間など上質な部屋や壁紙など貴重な仕上げ材が残る箇所は改変しない。各室の敷居には段差解消ステップを設置することとするが、その他設備についての実施方法や具体的な採用器具などの詳細は今後の保存修理の際に決定する。

③1階へのアクセス方法

積雪により電動器具の設置は難しいことから、スロープの設置について検討した。勾配を1/15とする場合は、15mの長さが必要となることから、主に動線と意匠の面から検討したが、建物正面側は、最も重要な外観意匠を損なうこと、背面側は動線上不便であるうえ、建物背後に迫る斜面のため必要な経路の確保が難しいこと、附属棟は内部への段差解消が必要であること、などの課題が多い。

一方、本館西側は、車椅子利用者用の乗降場（西門付近）と一体的な整備が可能である。また出入口の間口（建具内々）は1,250mmで内部に段差がないことから、本館西側へのスロープの設置を基本方針とする。

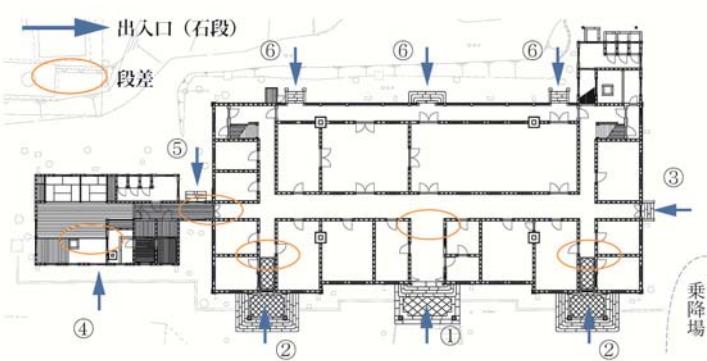
しかし、西面は建物の正面とはならないが、敷地の西側一帯には樹木なども含めて良好な景観が残り、写真の撮影場所としても絶好の場所である。また冬期の路面凍結や建物屋根からの落雪などの課題もある。具体的な設置箇所や意匠、また冬期の対策など、詳細は今後の保存修理の際に検討する。



写真 5-11. 本館東側玄関 (右図②)



写真 5-12. 附属棟渡廊下 (右図⑤)



	①②	③	④	⑤⑥
動線	△ 内部に段差	○	✗ 内部に段差	✗
意匠	✗	△	○	○

図 5-8. スロープ設置位置検討図

③2階へのアクセス方法

可搬型階段昇降機・エレベーター・椅子式階段昇降機の3案について、下記の通りメリット及びデメリットを検討した結果、今後の活用において見込まれる利用者数及び改変の少なさを踏まえ、可搬型階段昇降機の導入を基本方針とする。エレベーターは設置による建物の改変が大きいことから採用しないこととする。ただし、今後の公会堂の利用状況等により必要性が増した場合には、改めて設置を検討する。

【可搬式階段昇降機】

大きな改変が必要なく、3案の中では費用的負担が最も小さい。車椅子ごと乗車できるものもあり、昇降が可能である。最大傾斜角35度まで対応し（公会堂は32度）、踊り場など階段各部の平面寸法もクリアしている。また絨毯を敷いたまでの使用も可能である。一方で、文化財での導入事例がほとんどなく、操作には専門性が必要である。また、クローラーを引っ掛けるための角部を確保するため、階段の段鼻にスリップ止を設置するなど小さな改変が伴う。

【エレベーター】

上下階の移動を最もスムーズに行うことができ、多様なイベントや貸室にも対応可能となるが、現状の車椅子利用者数を考慮した場合には、過剰性能ともなり得る。また設置にあたっては大きな改変が必要になる。内部への設置では天井や床などに改変が必要で、上質な部屋や貴重な仕上げ材を用いた部屋には設置できること、また今後の各室の使用方法を踏まえれば大きな困難が生じる。外部への設置では、その設置箇所は背面側や西側の階段附近に限定されるが、壁面に大きな改変が伴い、外観意匠にも影響がある。

【椅子式階段昇降機】

比較的改変が小さく、コスト面でも安価に抑えることができる。階段への設置となり、意匠面での影響も限定的である。一方で、公会堂の建築的特性から、西側階段への設置では、2階で本館突出部の浴室出入口が近接しており、納まりが懸念される。また東側階段では、2階音楽室aの間口が狭く（内々660mm）、車椅子が通行できない。さらに壁面内部への補強が必要になる。



写真 5-13. 可搬式階段昇降機



写真 5-14. 本館 2階 突出部附近



写真 5-15. 本館 2階 音楽室 a

表 5-4. 各案のメリット・デメリット

	可搬式階段昇降機	エレベーター	椅子式昇降機
改造	○	×	△
意匠	○	△	△
動線	△	○	△
設置	○	△	△
メリット	・大きな改変がない。	・上下階の移動がスムーズ	・エレベーターよりも改変箇所が少ない。
デメリット	・操作性 ・重量 ・文化財での使用事例	・大規模な改変が必要 ・現状では必要人数が少ない	・壁面内部に補強が必要か ・2階浴室出入口が近接(西) ・音楽室建具寸法狭い(東)

3) 便所

①現状の課題

昭和修理時に、本館に男子便所と女子便所、また附属棟に共用便所を整備したが、女子便所はブースが狭く、共用便所は利用者が少ない。またバリアフリー対策として多目的便所の設置も必要である。

②設置の方針

【男子便所】（本館突出部）

昭和修理時には、当初の間取りに復原しつつ、床をタイル張りにし、当時の一般的な設備を導入して男子便所とした。動線や利便性などの面で特に大きな課題はなく、設備を更新した上で男子便所として利用する。

【女子便所】（附属棟）

当初湯沸所だった本館突出部の部屋を、昭和修理時に女子便所とした。部材を傷つけないよう東側の部屋にユニット式の便所を入れ込んでいるが、 $3,636\text{mm} \times 2,727\text{mm}$ の部屋に個室を 6 室設置しているため内部は狭小である。そこで、貸衣装室やヘアメイクサービス利用者の利便性を考慮し、現在の附属棟の共用便所を女子便所とする。3 つの個室はそのまま使用し、現在の壁掛け小便器の位置に個室及び洗面台などを増設して女性利用者の利便性に配慮する。

【多目的便所】（本館突出部）

バリアフリー対策として、現在の女子便所の位置に多目的便所を設置する。オストメイト対応や多目的シートなどの設置器具、また施工方法など、詳細は、設備の実施設計の際に検討する。なお、現在の動線は階段側からとしているが、車椅子寸法を考慮して男子便所側を入口とする。



写真 5-16. 男子便所（現状）



写真 5-17. 女子便所（現状）



写真 5-18. 共用便所（現状）

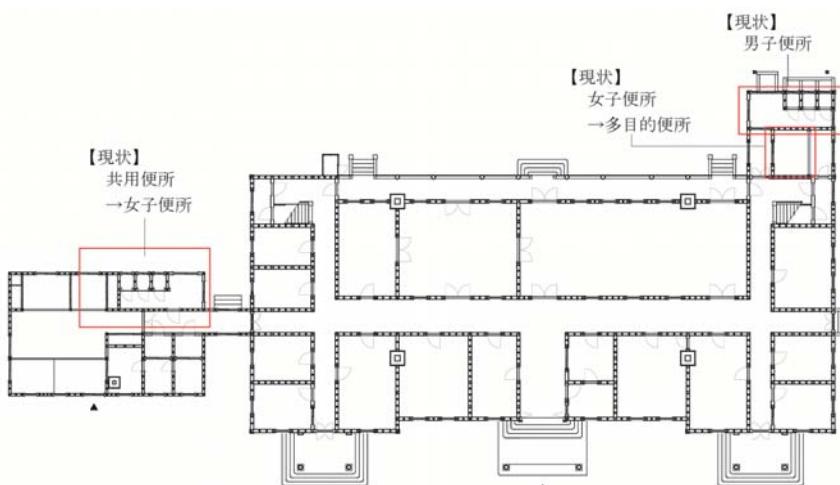


図 5-9. 便所整備検討図

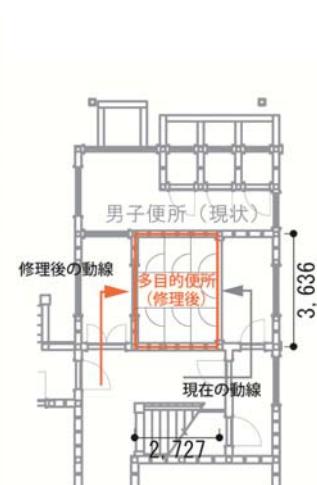


図 5-10. 多目的便所の動線

4) 照明設備

現在の照明器具は昭和修理時に整備されたもので、かつての雰囲気を再現するため、器具の形状、材料などだけでなく、建設当初の照明器具の明るさにも配慮した。また明るさが足りない箇所は、補助照明を取り付けることを前提として、コンセントが各箇所に設置された。

近年、必要なコンセントなどの配電関係も整備されており、今後もかつての照明器具を活かしつつ、明るさが足りない箇所は、基本的に補助照明により対応する。補助照明を設置する場合は、取付け位置やデザインに配慮する。

5) ネットワーク設備

外国人観光客の受け入れや貸室利用などに対応するため、インターネット環境(Wi-Fi等)を整える。

6) 展示器具・解説板

現在の器具は、昭和修理時のものであり更新が必要である。展示器具は可搬型とし、デザインが調和するよう配慮する。なお、多言語対応として、ICT機器の導入や音声ガイド、スマートフォンの活用も検討する。

7) サイン計画

案内板や説明版は、雰囲気を損なわないよう統一感のあるデザインとする。

8) 券売機

券売機は、建物の雰囲気を損なわないよう、大きさやデザインに配慮し、設置場所などを検討する。



写真 5-19. 照明 (左: 当初の照明、右: 補助照明)

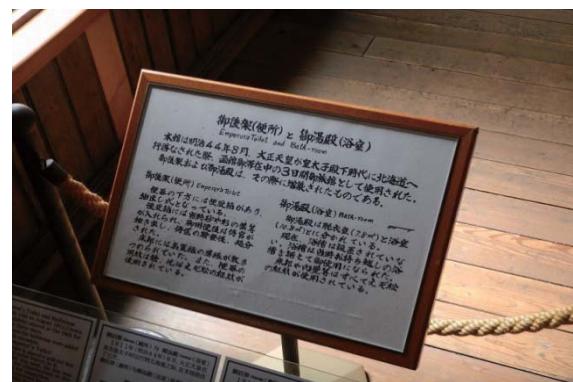


写真 5-20. 解説板



写真 5-21. サイン



写真 5-22. 券売機

5-6. 外構及び周辺整備計画

(1) 敷地の公開計画

敷地は基本的に全面的に公開とし、建物外観を望見できるようにする。敷地は一帯を整備する。

(2) 整備方針

1) 庭園

南側は樹木を剪定し、回遊できるよう整備する。また敷地の西側と東側も庭園として整備する。西側は見学者の主要動線からは外れているが、添景となる岩などを現し、旧状を活かしながら景観構成要素として整備する。東側はお茶会などで利用できるよう整備する。これらの庭園は市民向けの一般公開を検討し、回遊できるような動線計画、また四季折々の眺望を楽しめるような造園計画を行う。

2) 駐車場

敷地内に駐車場は設置せず、函館公園下にある函館元町観光駐車場（立体式と広場式で乗用車93台、大型バス14台駐車可）を利用する。西門附近には、バリアフリー及び貸室用の乗降場所を整備する。

3) 自動販売機

現在は本館正面側に2台設置され、特に夏季には利用者が多い。今後も設置する場合は、元町公園や伝建地区内など周辺の設置状況を考慮した上で、設置場所、デザイン等に配慮して設置する。また建物内に設置する場合には、建物の雰囲気を損なわないよう、設置場所を検討する。

4) ライトアップ用照明

設置から年数が経過していることから、景観に配慮した器具の小型化や形状の変更を検討する。またプロジェクトマッピングを行うための設備を整備する。

5) 周辺樹木の整備

公会堂は、正面側は函館湾、背面側は函館山に臨む地に建つ。良好な眺望を確保するためにも、関係各所と協議の上、周辺樹木の整備に努める。

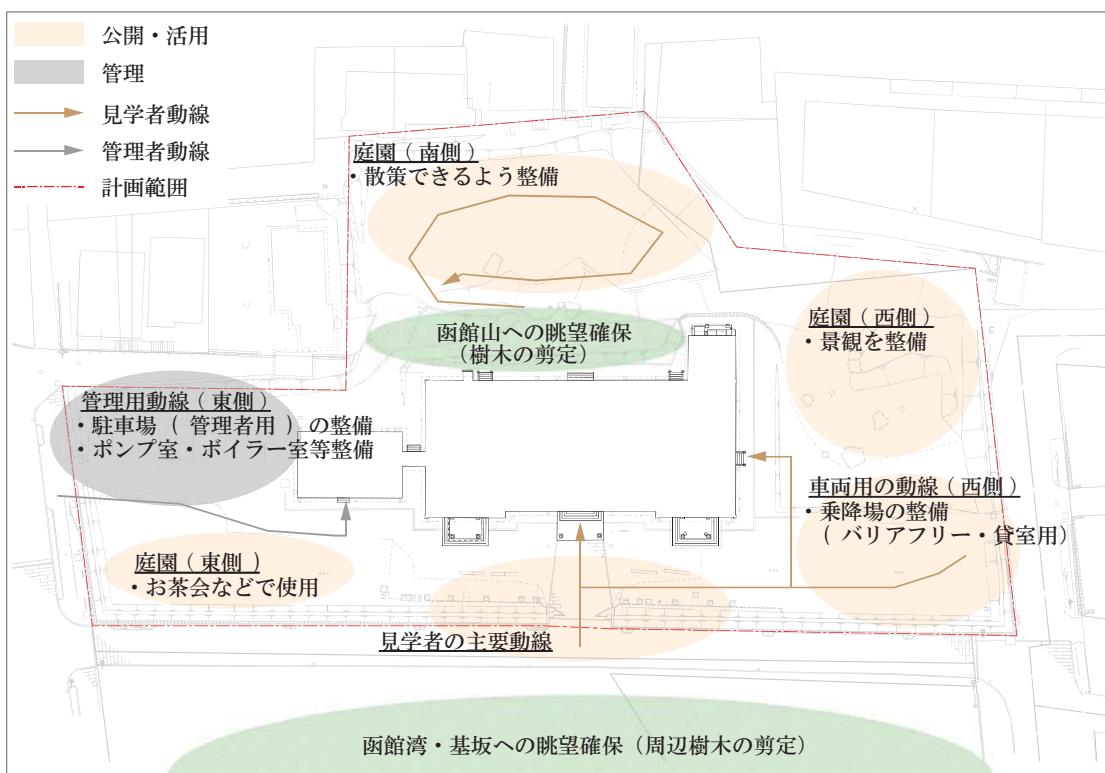


図5-11. 外構及び周辺整備計画

5－7. 管理・運営計画

(1) 指定管理者制度

1) 指定管理者の選定

今後の保存修理後も現在と同様、指定管理者制度による管理・運営を継続し、その担い手は公募による選定を検討する。

2) 業務内容

現在、指定管理者が行う具体的な業務は「函館市社会教育施設等の管理に関する仮協定書」及び「社会教育施設等管理業務実施要領」に示されているが、必要に応じて内容を改正しながら、今後もこれらの業務を継続して行う。

なお、貸衣装などの自主事業や各種コンサートなどのイベント開催については、公会堂の活用のコンセプトに適した内容であることが求められる。

3) 公開後の評価方法

公開後の評価方法は、市の評価制度や各種計画での目標により対応する。

(2) 協力団体

現在、5月から9月の木曜日～日曜日に、市内のボランティア団体「一會の会」の会員2名が建物の解説を行っている。今後も積極的に市民団体等の協力を依頼する。

(3) 市民への開放

公会堂は市民（当時は函館区民）の寄付により建てられた市民のための建物であった。現在も公会堂コンサートなどのイベントにおいて市民の利用が促進されているが、より市民に開かれた建物となるよう、各種の発表の場、また市民の集会場などとして積極的に活用し、市民と観光客の交流の場とする。庭園などは、市民が楽しめるように開放する。

(4) 周辺施設との連動

元町公園内の旧北海道庁函館支庁庁舎、旧開拓使函館支庁書籍庫、伝建地区内に所在する旧イギリス領事館、旧相馬邸、ペリー広場などと連動して、既存の観光資源やその周辺など、雰囲気、景観、歴史などを生かし、さらなる魅力向上を図るための整備や活用を推進する。また歴史的景観を形成している建築物や、夜景の魅力向上に資するものについては、ライトアップ施設の整備を進めるなど、新たな魅力の創出に努める。

また市立函館博物館などには、都市史や郷土史などの研究成果が蓄積されている。公会堂や函館の歴史解説など、ガイダンス室での各種の展示にあたっては、博物館などと協力して展示計画を立案する。

5－8. 活用における関係法令等の整理

(1) 主な法令

1) 文化財保護法

現状変更や各種の届出など必要な手続きに関しては、第6章を参照。

2) 建築基準法

建築基準法第3条第1項第1号により、本館と附属棟は同法の適用除外となっている。ただし、安全性の確保については十分に考慮する。また、新たに管理棟やボイラー室などを新築する場合には建築基準法が適用される。

【建築基準法】

第三条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によって国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物

3) 都市計画法

「第一種中高層住居専用地域」及び「函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区」に含まれる。

4) 消防法

消防法施行令別表第一の(17)項に規定される防火対象物である。

【消防法施行令】

別表第一(17) 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によって重要美術品として認定された建造物

(2) 公会堂に関する市の条例等

1) 函館市重要文化財旧函館区公会堂条例及び同条例施行規則^{注7}

公会堂の設置および管理について必要な事項を定めている。

2) 函館市都市景観条例

伝建地区の保全等について必要な事項を定めている。

3) 都市景観形成地域景観形成計画

元町公園周辺地区景観の保存整備方針を定めている。

4) 函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画

伝建地区内の旧函館区公会堂周辺および函館ハリストス正教会復活聖堂周辺の区域に係る保存整備の基準を定めている。

(3) 活用内容により考慮すべき法令等

1) バリアフリー関係

バリアフリー関係の整備に関しては「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」「障害者差別解消法」「函館市福祉のまちづくり条例」などに配慮する。

2) 食品衛生法

今後、飲食を伴う活用を行う場合には、「函館市食品衛生法施行条例」及び「函館市食品衛生法施行細則」を遵守する。またイベントなどにより臨時的な営業を行う場合には「函館市臨時営業等の取扱要綱」を遵守する。

注7 資料編参照。

3) 函館市の各種計画（旧函館区公会堂及び都市景観形成地域の位置付け）

新函館市総合計画（計画期間 2007～2016）	
都市の将来像：人が輝きまちが輝く交流都市はこだて	
施策の大綱	
1. 心豊かな人と文化をはぐくむまち 創造性とふれあいをはぐくむ社会の形成 文化芸術の振興－文化遺産の保存・活用および継承 ・文化遺産の保存活用 〔主要施策〕文化財の指定を促進、歴史的価値のある建造物の復元整備を進める、指定文化財の保存整備や展示施設などの整備など ・伝統文化の継承と郷土愛の育成 〔主要施策〕歴史資料などの保存・活用、郷土への理解を深める学習プログラムの充実、地域の歴史や文化遺産にふれる機会の拡充など	
2. 共に支えあい健やかに暮らせるまち	
3. 快適で安らぎのある住み良いまち	
4. 環境と共生する美しいまち うるおいのある都市空間の形成 魅力ある景観の形成－景観資源の保全・整備、歴史的景観の保全・整備 〔主要施策〕地域内の建造物の保全を進める、地域内における歴史的景観への配慮の促進など、	
5. 活力にあふれにぎわいのあるまち	

函館市活性化総合戦略（計画期間 2015～2019）	
基本目標	
1. 経済を元気にする ・交流人口の拡大や基盤産業の強化等による経済の活性化 ・新産業の創出や企業化支援等による雇用の拡大・創出 ※観光入込客数 484 万人→目標値 550 万人(H35) ○MICE、スポーツ大会・合宿等の誘致強化…豊富な観光資源や観光ブランド力といった本市の優位性を活かしMICEを誘致（MICE主催団体等誘致訪問件数 71 件→累計 350 件以上）	
2. 子どもたちと若者の未来を拓く	
3. 市民の安全・安心を守る ・高齢者をはじめとする市民が安心して暮らすことができるまちづくり ※住みやすさの満足度（市民等アンケート）73.1%→80.0% ○公共施設の耐震化…公共施設は、災害発生時に地域住民の避難場所としての役割も果たすなど、その安全性の確保は極めて重要であることから、対象施設の耐震化を進める ・対象となる公共施設の耐震化を速やかに順次実施	
4. まちの魅力をさらに高める ・訪れるたびに新たな発見があるまちづくり ・観光ブランド力等の強化による交流人口の拡大 ※函館の印象「とてもよい」の回答 76.2%→80.0% (H35) ※外国人宿泊客 34.6 万人→増加 ○観光ブランド力の強化…既存の観光資源の維持・保存に努めるとともに、さらに磨きをかけることで付加価値を高めるなど、賑わいのある集客拠点や新たな交流を生む都市空間、魅力ある生活空間の創出に努めるほか、何度も訪れたくなる美しいまちづくりに向けた取組を進め、観光ブランド力を強化する。 ・重要文化財旧函館区公会堂保存修理事業 ・縄文遺跡群世界遺産登録の推進・史跡垣ノ島遺跡整備事業など ※地域ブランド調査魅力度ランキング 1 位の取得 ○観光客受入体制の整備 ○陸・海・空の交通網のさらなる充実 ○公共交通の再編 ○移住者・定住者の誘致 ○歴史的建造物等の適正維持…歴史的・文化的財産である歴史的建造物は老朽化や所有者の高齢化が進み、維持・保存が困難な状況となっている。これらの建造物がつくり出す歴史的町並みは、重要な観光資源であることから、適正な維持管理に努めるとともに、西部地区の都市景観形成地域における空き家等の利活用を促進し、市民の誇りとなり、観光客がまた訪れたいと思	

える町並みづくりを進める。

- ・歴史的建造物継承・活用推進事業・伝統的建造物群保存地区保全事業
- ・西部地区歴史的町並み保全事業など

※伝統的建造物（75件）の維持景観形成指定建築物等（48件）の維持

5. 広域連携を強化する

観光基本計画（計画期間 2014～2023）

基本理念：人・まち・文化の宝石箱 新・国際観光都市函館へ

基本方針：交流・にぎわいの創出、おもてなし・満足度の向上、国際化の促進

基本方針を読み解くキーワード

[函館ブランド] 異国情緒あふれる町並みや歴史的建造物の保存活用、函館ならではの「食」や「歴史」の観光資源化などにより、「憧れ」と「身近さ」を兼ね備えた市民が誇れる函館ブランド確立を図る。

[MICE] MICEを推進するため、受け入れ施設などに関する情報提供や誘致宣伝活動、各種支援サービスなどに取り組む。

[プロモーション] 北海道新幹線開業による首都圏等国内への、または東南アジア等海外への誘致宣伝活動をはじめ、修学旅行・新規航空路線・クルーズ客船寄港などを対称とした誘致宣伝活動に取り組む。

[ホスピタリティ] 国内外からの観光客に感動を与えられるよう、人材の育成などによりホスピタリティの向上を図る。

[もう一泊したいまち] 観光資源の見直しや創出のほか、広域連携による観光メニューの充実により、滞在型の観光を促進する。

目標値：観光入込客数 550万人の達成（H35年度）

1. 交流・にぎわいの創出：平均宿泊数の増加を目指す（10%アップ）
2. おもてなし・満足度の向上：函館の印象「とてもよい」の回答率向上を目指す（80%）
3. 国際化の促進：来函外国人宿泊者数の増加を目指す（35万人）

施策

○街並み・歴史的建造物の保全・活用の推進

伝統的建造物の保存・活用など

○新たな観光資源の創出

さらなる観光資源の創出と活用…歴史、文化等埋没している観光資源の掘り起こしと活用

既存観光資源等の再整備の推進…既存観光資源など景観、歴史などを生かし、さらなる魅力向上を図るために再整備の推進など

○MICE受け入れの強化

新たなMICE受け入れ施設の整備…イベント、会議等に対応できる新たな施設の整備・活用

割引パスポートの充実…MICE参加者が受けられる割引対象施設の拡大や割引内容の向上等

ユニークベニューの活用…公会堂等函館ならではの特別な場所を活用したMICEの開催促進など

都市計画マスタープラン（計画期間 2011～2030）

まちづくりの目標

1. 歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり
2. 快適・安全なまちづくり
3. 市街地と農漁村地域が共生するまちづくり
4. 美しくうるおいあふれるまちづくり
市民誰もがまちに誇りを持てるよう、質の高い公共空間の創出や歴史的な建造物の保全に努め、地域特性に応じた魅力ある景観の保全・創出を図る。
5. 経済活動を支えるまちづくり

まちづくりの方針

1. 土地利用の方針
2. 都市施設整備の方針
3. 都市環境の方針

(1) 都市防災の方針

(2) 景観形成の方針

①都市景観形成の推進

②歴史的景観の保全・整備

・特に重要な地域である西部地区の都市景観形成地域においては本市の誇るべき歴史的景観を後世に伝え残していくため、景観計画に定める方針や行為の制限に関する事項等の見直しにより積極的な景観誘導を図る。

・景観形成指定建築物等については、老朽化や所有者の高齢化等により維持保全が困難となってきており、個々の特性に応じ、保全・活用の方法、助成制度の検討や民間組織と連携した保全システムの構築に取り組む。

・歴史的景観を「まもり、そだて、つくり」あげていくために、伝統的建造物、景観形成指定建築物等以外の歴史的な建築物や歴史景観に配慮して建てられた建築物について、登録・誘導建築物制度の導入を検討するとともに、上下和洋折衷、洋風

等の函館らしい町家等で構成する歴史的な町並みの保全・形成に向け、建築物等の外観誘導や空き地・空き家の解消を図るため、支援策の拡充や新たな支援方法について検討する。

③自然景観の保全

④夜景の保全・創出

・函館山からの夜景は、本市の魅力として欠かすことのできない景観となっていることから、景観形成指定建築物等、夜景の魅力向上となるものについては、ライトアップ施設の整備を進めるなど、新たな魅力の創出に努める。

景観計画（2008策定 2012改訂）

都市景観形成地域における方針

- ①歴史的環境の保全
- ②居住環境の質的向上
- ③魅力ある環境の創出

都市景観形成地域におけるゾーン別の景観形成方針

(1) 住宅地景観ゾーン

- ①個性を活かした住宅地の形成…歴史性と地形上の特色を活かし、より魅力的で個性あふれる住宅地の形成をめざす
- ②安全で快適な居住環境の実現
- ③成熟したコミュニティの維持

(2) 住商複合地景観ゾーンの方針

(3) 港湾地景観ゾーンの方針

(4) 景観形成街路沿道区域の方針

- ①函館らしさを際立たせる景観の形成…函館の歴史性と地形上の特色を活かし、より函館らしさを際立たせる景観の形成をめざす。
- ②伝統的建造物群保存地区との連続性のある景観の形成…新たな建築行為等では、周辺の伝統的建造物群保存地区との連続性に配慮した景観の形成をめざす。

③各ゾーンの基本方針の尊重

※良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を各ゾーン毎等に規定

環境基本計画（計画期間 2010～2021）

目指すべき環境像：未来に向かい人と自然が共生するまちはこだて

基本目標

地球にやさしいまち安心して暮らせるまち資源を大切にするまち

豊かな自然と共生するまちこころと参加でつくるまち

うるおいと安らぎを感じるまち個性とゆとりある町並みをつくります

[地域特性を生かした町並みづくり]

歴史的文化的建造物の保全に努める

都市景観形成地域をはじめとして地域特性に配慮した町並みづくりを進める

公共施設整備にあたっては、都市景観形成の先導的な役割を果たすよう努める

など

※環境目標 快適な町並みと感じる人の割合 51.5%→80%

緑の基本計画（計画期間 2001～2015）

歴史的景観形成地域について、緑による総合的な魅力向上図る旨を記載

今後の公共施設のあり方に関する基本指針（2014策定）

今後の方向性

旧函館区公会堂 → 管理運営の効率化

国指定の重要文化財であり、市を代表する歴史的建造物であることから、建物自体を維持していく必要がある。施設の老朽化が進んでいることから、計画的な補修を行い、現施設の延命化を図る。